

佐伯藩時代の 記録に見える津志河内

佐 脇 貫 一

(佐伯市長良)

▽津志河内の地名

津志河内村は堅田川の流し出す砂礫が堆積してきた沖積平野の一つである。流量の強い堅田川は、その下流に幾多の狭小な平野を構成した。川原、汐月、江頭、柏江、津志河内、小島等いずれも水域に縁のある地名が多いのも、このためと云ってよい。

それでは津志河内の地名はどういうことかというところ、津志と河内の二つの名詞からなっている。この津志は普通名詞として「農家の屋根裏の物置場」をいうが、本来は万葉集巻二十に「あめつし(天地)のいづれの神を祈らばか愛し母にまた言問はむ」とあるように、古代語の地上あるいは土地(つち)を意味している。また河内(

かわち)は「こうち」と訓み、川内(かはうち)を約したものである。川の中流に沿う小平地のことである。

国木田独歩の『欺かざるの記』に、明治二十六年十一月二十六日、独歩は弟の収二と共に津志河内村を訪れ、日記として当時の津志河内村の情景を書いているが、そのなかで彼は津志河内を、土河内“と云っている。おそらくそのころの人々が「つし」と発音せず「つち」と訛っていたから、土河内と宛てたものだろう。私たちの幼いころ大人たちがよく「つちがわち」と云っていたのを聞いたことを思いだす。

津志河内の地名が出てくる古文書でもっとも古いのは、元禄十四年(一七〇一)の豊後国八郡見稻簿と豊後国郷帳(いずれも土地台帳のようなもの)で、古伝承では故

佐藤鶴谷翁の「佐伯志」に記載してある福厳寺開基伝説（天正十八年）や、また同翁編「佐伯秘説録」に収録してある本永又兵衛如舟の話（毛利高政に仕え、津志河内に扶持された）などで、文献に出ている限りでは、天正十八年が時代的に古い。

〔福厳寺〕下堅田村大字長良に在り、臨濟宗妙心寺派にして、天正十八年九月、当村農三股甚右衛門之を創立す。（佐伯志）

津志河内本永又兵衛と申す浪人、後如舟と申候。高橋左近大夫様（日向国^{あがた}城城主高橋元種・慶長十八年十月改易）御改易にて当地に來り候。（佐伯秘説録・茶飲話）
次に前述した『欺かざるの記』から明治二十六年十一月二十七日の記（津志河内來訪は二十六日午後）を要約しよう。

午後収二と共に土河内村を訪ふ。（略）渡^{わた}を渡りて広き野に出づ、（川原渡^{かわはらわたし}である）農夫野に出づる者多し。山の麓に見ゆる一村は其の谷迫りて他所と並ばず（思

うに地^{地下}部落か）特別に世より離れて一村を作るが如く見ゆる故、遠くより望みて何となく懐かしくなりし也。（略）村は村なり懐かしき村なり。小供らの遊ぶに遇ひぬ。馬の嘶^{いな}くを聞きぬ。而も甚だ静かなるを感じぬ。壮丁庭先に何事か働き居たる見ぬ。井戸の傍に少女を見たり。（この辺りの叙景、地下中の三股範介氏宅付近の如し）水枯れし小川の岸に、梅の古木並び立ちぬ。柿果屋の如く其の間に点ずるを見たり。紅葉燃ゆる如く、一叢の竹林の間に樹つを見たり。（この叙景は三股信一氏宅付近から谷の上流にかけての如し）（略）益々奥深く分け行けば、村窮りて只溪流のみぞ愈々谷深く流れ来るなり。流れに浴ふて上る。石に腰掛け足下に咽ぶ水流を聞き、山谷の幽邃^{すい}なるを聞き、小鳥の林間に轉ずるを聞く。かくして自然に近づきぬ。当時の村の情景である。

▽天領津志河内村（沿革）

津志河内村が記録・伝承のなかにはじめて出てくるのは、天正十八年（一五九〇）九月、三股甚右衛門が福厳寺を創立したという事績で、それ以前のは全くない。

この時代は大友義統が豊後一國を領有し、佐伯荘は榑牟礼城主佐伯太郎惟定の所領であった。従って津志河内村は佐伯氏の領分内にあり、おそらく佐伯氏旗下の豪族（堅田三十六人の武士という）によって支配されていたものと思う。

佐伯氏が大夫氏の除国によって、佐伯の地を去ったのは文禄二年で、佐伯氏遺臣の多くは夫々の居住地に帰農したと伝えられている。この年豊後國は豊臣秀吉の命により檢地が行なわれ、(太閤檢地)海部郡は加賀大聖寺城主山口玄蕃允宗永が分担実施した。(玄蕃竿という)文禄三年(一五九四)以後、慶長六年(一六〇一)まで佐伯地方は太閤蔵入地(豊臣政權直轄領)となり、日田隈城主毛利高政が預っていたようである。もっとも慶長二年から同五年まで日杵城主太田飛彈守一吉が支配したという説もある。

慶長六年四月五日、日田隈城主毛利民部大輔(後伊勢守)高政(実名友重||毛利家譜)が新知二万石で佐伯荘に封ぜられた。同十年(一六〇五)七月、新城佐伯城(鶴屋城・慶長十一年竣工)に入った高政は改めて領内二十三か村の檢地を行なったが、このとき堅田村(現在の

長谷、長良、堅田、青山地区。久部・蛇崎は除かれている)の知行高(年貢の対象になる石高)は四千八百六十石八斗五升二合と計量されている。

森(毛利)九郎左衛門尉吉安は佐伯藩祖毛利高政の異母弟である。吉安は少壮の頃から兄高政に従って戦場を馳駆し、あるいは留守を護って執政の任に当るなど、文字どおり高政の片腕であった。高政が佐伯に封ぜられると益田主殿吉政と共に仕置家老として藩政にタッチした。元和年間に分家して床木・堅田で十か村二千石を与えられたが、吉安領となった堅田九か村は塩月(汐月)、柏江、津志河内、泥谷、波越、石打、西野、府坂、棚野である。なお吉安屋敷は柏江村にあったといわれる。

毛利高政は寛永五年(一六二八)十一月、江戸藩邸で死没し、二代藩主高成(撰津守)が嗣いだだが、高成は寛永九年(一六三二)十一月急死した。そのため三代の家督をめぐる争いがおこり、吉安は高成の弟で賢明といわれた次郎八(後数馬)高明を推したが、江戸家老並河木工助信吉は、当時まだ二才であった高成の嫡子市三郎(高直後高尚、三代藩主)を擁して幕閣に働きかけ、ついに市三郎を家督とすることに成功した。敗れた吉安は

恥じて「再び佐伯の地を踏まず」といい知行地二千石を幕府に返上、蔵米取り（旗本）となって幕府に仕えた。

時に寛永十一年、佐伯藩領内に床木・堅田十か村の天領（幕府直轄領）ができたのはこの時からである。

〔温故知新録〕毛利九郎左衛門尉吉安公は御元祖高政公の御異母弟に御座成せられ御領分豊後国海部郡の内堅田床木十ヶ村高二千石御分知これあり、御直勤成られ候処、寛永年中九郎左衛門様御願成られ、右十ヶ村公辺へ差上、御蔵米にて千八百石、上総国にて貳百石頂戴なされ候。

〔鶴藩略史〕寛永十一年四月条、是月叔父高明（三代市三郎は寛永十年二月三日家督を嗣ぐ、年三才。次郎八高明は高成の庶弟、市三郎の叔父にあたる）将軍に事へ書院番となり、俸三百苞を食む。

〔温故知新録〕寛文四年五月、御預り御公領豊後国海部郡佐伯の内御蔵入十ヶ村、都合高二千三百六斗五升七合公儀へ差出す。因て日田代官山田清左衛門、竹内三郎兵衛兩人支配仰せ付けられる。

吉安が采地を返還したのは寛永十一年（一六三四）と

いわれ、幕府はこれを佐伯藩に預け地として管理させた。そして寛文四年（一六六四）に至って日田代官支配に切り換えた。それから百余年を経て天明三年（一七八三）六月、どうしたわけか幕府はこの公領十か村を、佐伯藩主毛利高標（八代伊勢守高標、当時は和泉守高猷という）に預け、年貢米を徴収させた。藩では「御預所頭取」などの役を設けてこれを支配したが、寛政四年（一七九二）次のような問題がおこった。

〔温故知新録〕寛政四子年、預所十ヶ村の総代床木村善右衛門事安弥太と改名し、江戸に出て出訴しけるは、去卯年（天明三年）より御預所に仰付られ、夫より百姓一統困窮致し候より、矢張り御代官に復へされん事を願ひ度しとの事にて、御預所頭取宮本又右衛門は御勘定奉行曲淵甲斐守様より御呼出になり、掛役高橋貢出頭す。

つまり十か村の総代という床木村の善右衛門こと安弥太が、江戸に上って幕府の勘定奉行所（直轄地を管轄する）に出訴、佐伯藩預けの支配では百姓が困窮するから、前のとおり日田代官所の支配に戻してくれと願ひ出たの

で、勘定奉行曲淵甲斐守（名は昌漸）は御預所頭取宮本又右衛門を呼び出したが、在藩中だったので掛役高橋貢が出頭し、事情聴取に応じたというのである。

この事件の詳細は佐伯藩に記録がないので判らないが、勘定奉行曲淵甲斐守はこの訴えを却下したらしく、十か村は依然として佐伯藩預所として明治維新にいたり、明治元年日田県所属佐伯藩預け。同四年二月、日田県所管。

同年十一月、大分県の新置によって大分県海部郡に所属、ここに海部郡津志河内村が出来た。そして翌五年六月の大小区制実施（壬申戸籍登録のため）にあたって、宇山、汐月、江頭、柏江、津志河内（小島を含む）の五村を統合、長良村とした。なお長良、堅田部が統合し下堅田村ができたのは明治二十二年の町村制実施によるのである。

次に津志河内村の知行高（朱印高ともいう）は、元禄十四年豊後各藩より幕府に提出された「豊後国八郡見稲簿」によると、天領十か村（小長谷勤左衛門御代官所）の総高は二千八十石六斗八升八合、うち津志河内村は二百七十一石余となっており、また同年の「豊後国郷帳」

には御領津志河内村二百七十一石三斗六升と記録されている。なお天保五年（一八三四）の「豊後国郷帳」には

津志河内村二百七十四石七斗四升一合。さらに明治四年（一八七一）十一月、大分県編入に際しての津志河内村の石高は三百八石三斗三合で、かなりの増高となっているが、これは藩領、天領ともに殖えており、江戸時代中期から明治にかけて新田開拓などが行なわれたことがわかる。

▽旧記にあらわれた津志河内村

旧藩時代の津志河内村については、郷帳などのほか記録というものがない。それは公領（天領・幕府蔵入地）であったため、佐伯藩が預かっていても年貢徴収などの税政を担当するにとどまり、行政上の権限をもたなかったため、一切の記録類が日田代官所（西国郡代役所）にあったからであろう。

文化六年十二月から同十年十月（一八〇九—一八一三）まで、九州各落地の海岸部を測量した、幕府天文方伊能忠敬（勘解田）の「測量日記」に次のような記述がある。

（文化七年三月九日）九ツ前帰宿、佐伯領大庄屋（堅田村）芦代（刈の誤り）八郎兵衛、明日測量の佐伯

御預所津志河内村庄屋宇左衛門、併せて柏江村庄屋
雅（新）五郎ら出る。

つまり伊能忠敬一行が宿泊している佐伯城下本町宮崎
儀右衛門方（船頭町本町）方に、堅田村大庄屋に伴われ
て、測量地の各庄屋が挨拶に出たというのである。

（同十一日）それより御料所佐伯預所津志河内村、同
古坂家一軒、同蛸崎人家三軒、同枝小島、同預所柏
江村、片田村（堅田村）枝城村字河原まで測る。

枝とは枝郷（大字）のことである。なお佐伯藩預り所の
天領には大庄屋はなかった。

次に佐伯城（鶴屋城）が築造された慶長年間の津志河
内村については佐伯秘説録所載の「佐伯茶飲話」に

御城（佐伯城）の鎮守は、京都石清水八幡宮を御勧請
成れ、白瀉八幡宮と申して藤原村より白瀉に松坂より
山続き、船頭町、長瀬村、蛇崎村、津志河内村までの
氏神の由。

とあり、佐伯城下造成時の番匠川河口域（女島、長島新
地の造成は元禄以降）の状況がわかる。すなわち船頭町

の対岸長瀬村（現在の城南区一带、当時徳島とよばれる
沖積地であった。）それに連なる蛇崎村、堅田川河口を
隔てて津志河内村、この水域が白瀉八幡宮の氏子地域だ
ったというのである。なおこの時代内町は塩屋村に属し
ていた。

「毛利家史料」が泣いている

大名文書など八千点

ひどい傷み 補修したいが費用が……

昭和五十七年十一月二七日 大分合同新聞に三段抜きの
見出しでこのような記事が出た。本文七千字、写真入り
である。紙数がないので本文は省略し末文を掲げる。

……これらの史料について、中屋敷利則市議は九月の
定例市議会ですりに補修と公開を要望したほか、「市民の
財産として整備を急いでほしい」という声が高まってい
る。こうした声を受けて市教委は補修の準備を進めてい
るが予算も十分でないため、公開はまだ当分先になりそ
う。と結んでいる。

（塩月）